

(社) 北方圏センター北方圏交流基金運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人北方圏センター定款（以下「定款」という。）第35条第7項の規定に基づき北方圏交流基金（以下「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 定款第35条第1項に定める基金は、定款第4条に掲げる事業のうち、北方圏諸国との生活・文化・学術などの交流を行う次の事業を対象とし、個人、団体が行う事業への助成及び北方圏センター自らが行う事業への経費の支弁を行うものとする。

- 1 北方圏の文化交流等の目的で行う人物の派遣及び招聘
- 2 北方圏の発展を目的とする調査・研究及び日本語の普及
- 3 北方圏の文化交流等を目的とする催しの実施
- 4 北海道の文化等を北方圏に紹介する資料その他文化交流等に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布
- 5 その他、本条の目的を達成するために必要な事業

(基金の管理)

第3条 基金の経理は、北方圏交流事業のための特定目的基金として特別会計を設け処理する。

- 2 基金の現金は、小口現金を除き郵便局又は銀行等への預金、信託銀行への信託、国債又は公債の購入等安全確実な方法で管理しなければならない

(基本財産の運用方針)

第4条 基本財産は、元本が確実に回収できる方法でなければ運用を行うことができない。

- 2 前項の運用にあたっては、常識的な運用益が得られる方法により行うものとする。

(運用財産の運用方針)

第5条 運用財産は、元本が回収できる可能性が高い方法で運用を行わなければならない。

- 2 前項の運用にあたっては、高い運用益が得られる方法により行うものとする。

(経費の支弁)

第6条 基金の基本財産及び運用財産は、安全かつ有利な方法で管理し運用益の増収をはかり、経費の支弁は原則として運用益でまかなうよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。